

がん対策基本法について

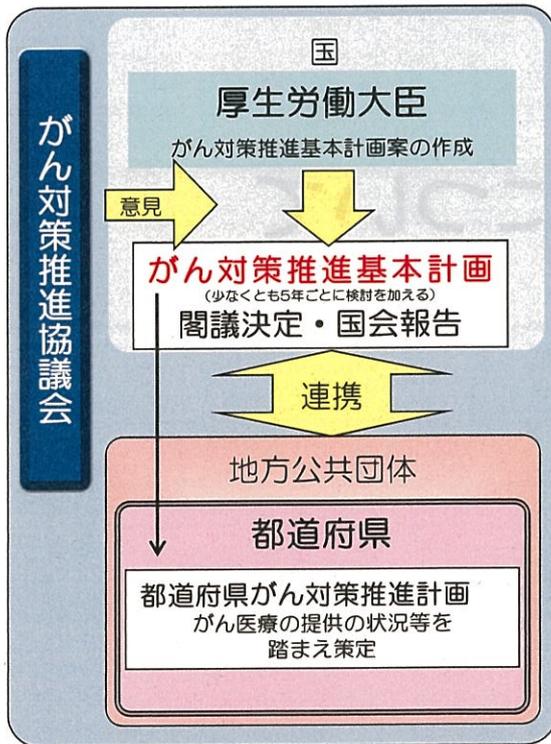
わが国のがん対策の歩みについて

法律	がん対策推進基本計画	研究戦略
<p>平成18年6月 がん対策基本法成立</p> <p>平成19年4月 がん対策基本法施行</p> <p>平成25年12月 がん登録推進法成立</p>	<p>平成19年6月 がん対策推進基本計画 閣議決定</p> <p>平成24年6月 第2期がん対策推進基本計画 閣議決定</p> <p>〔平成27年6月 がん対策推進基本計画 中間評価〕</p>	<p>昭和59年4月 対がん10ヵ年総合戦略</p> <p>平成6年4月 がん克服新10ヵ年戦略</p> <p>平成16年4月 第3次対がん10ヵ年総合戦略</p> <p>平成26年4月 がん研究10ヵ年戦略</p>
がん 対 策 加 速 化 プ ラ ン		
<p>平成28年6月頃 がん対策基本法 改正 (P) 〈議連で検討の動き〉</p>	<p>平成29年6月頃 第3期がん対策推進基本計画 閣議決定</p>	

がん対策基本法

(平成18年法律第98号、平成19年4月施行)

がん対策を総合的かつ計画的に推進



第一節：がん予防及び早期発見の推進

- がん予防の推進
- がん検診の質の向上等

第二節：がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師、その他の医療従事者の育成
- 医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第三節：研究の推進等

- がんに関する研究の促進
- 研究成果の活用
- 医薬品及び医療機器の早期承認に資する治験の促進
- 臨床研究に係る環境整備

国

民

3

がん対策基本法（構成）

第一章 総則

1. 目的
2. 基本理念
3. 関係者の責務等

第二章 がん対策推進基本計画等

第三章 基本的施策

1. がんの予防及び早期発見の推進
2. がん医療の均てん化の促進
3. がん研究の推進等

第四章 がん対策推進協議会

附則 施行期日等

4

がん対策基本法の概要

第一章 総則

1 目的

- 我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、次に掲げる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

2 基本理念

- がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、研究等の成果を普及・活用し、発展させること。
- がん患者がその居住する地域にかかわらず、科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができるようにすること。
- がん患者が置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重して治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制を整備すること。

3 関係者の責務等

- 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等の責務等を定める。

5

がん対策基本法の概要

第二章 がん対策推進基本計画等

- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴いて、「がん対策推進基本計画」の案を作成し、閣議の決定を求めること等とする。
- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長に対し、がん対策推進基本計画の実施等について、必要な要請をすることができる。
- 都道府県は「都道府県がん対策推進計画」を策定する。

第三章 基本的施策

1 がんの予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進、がん検診の質の向上、がん検診の推進のために必要な施策を講ずる。

2 がん医療の均てん化の促進

- がん専門医等の育成、拠点病院・連携協力体制の整備、がん患者の療養生活の質の維持向上、がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等のために必要な施策を講ずる。

3 がん研究の推進等

- がん研究の推進、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品・医療機器の早期承認に資する環境整備のために必要な施策を講ずる。

6

がん対策基本法の概要

第四章 がん対策推進協議会

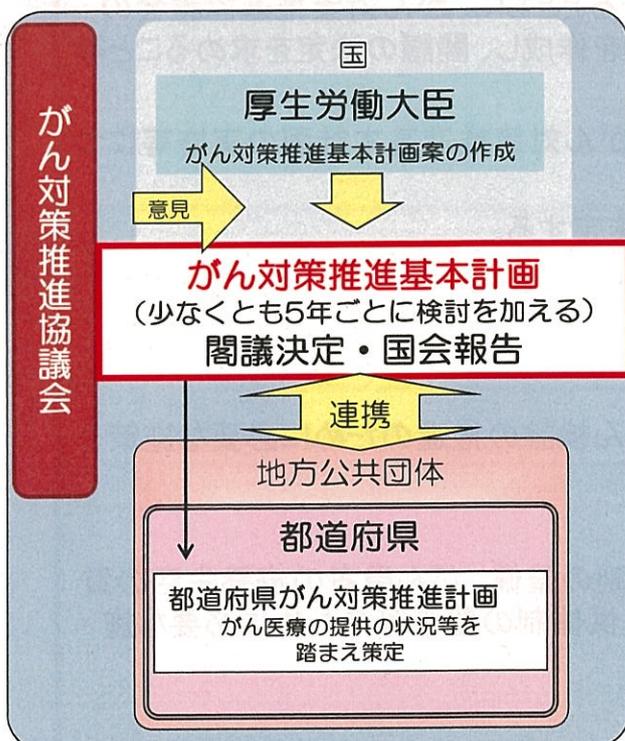
- 厚生労働省に、がん対策推進基本計画の策定に係る審議会等として、がん対策推進協議会を置く。
- 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命し、委員数は20名以内とする。

附則 施行期日等

- この法律の施行期日は平成19年4月1日とする。

7

基本法と基本計画・協議会の関係

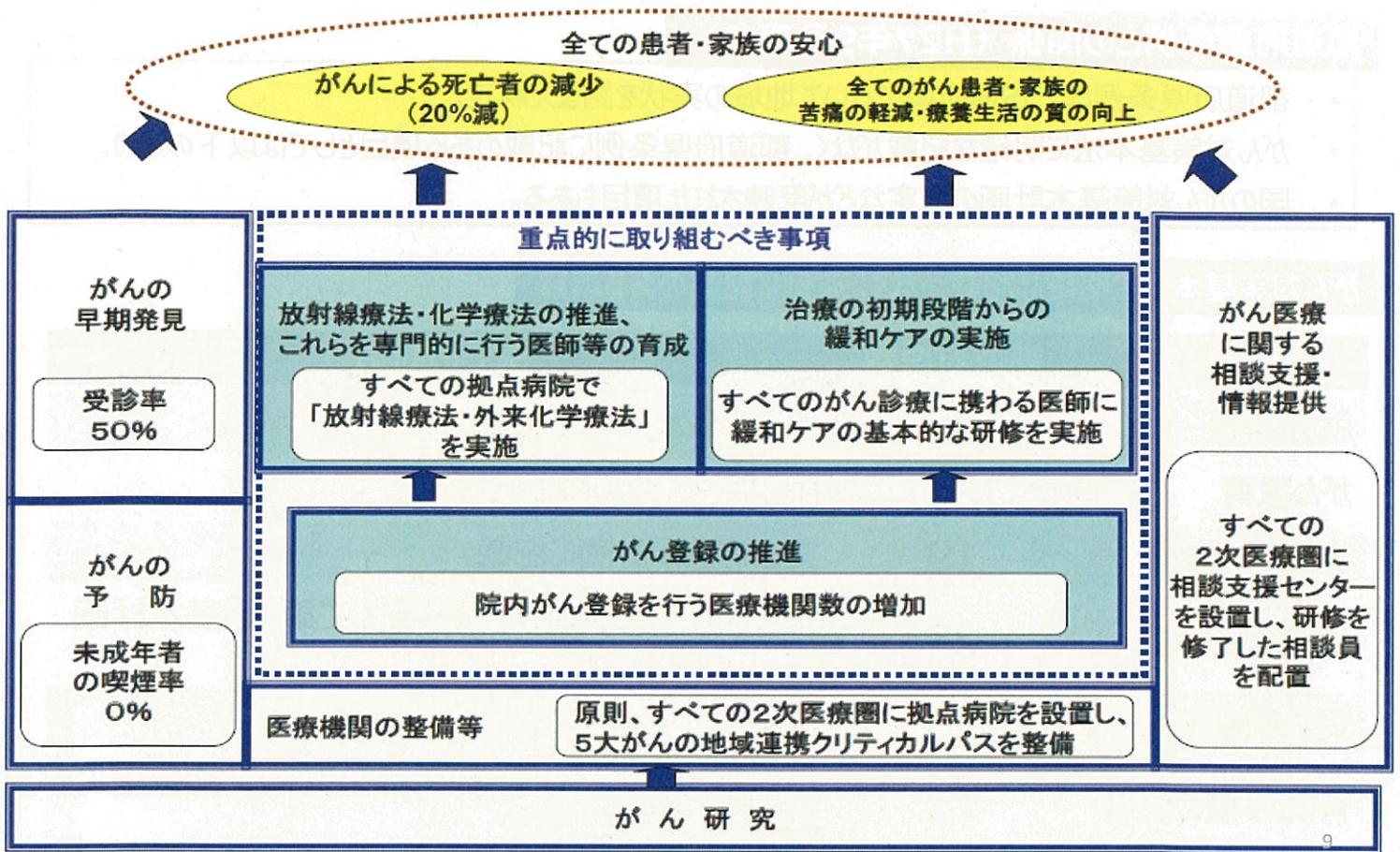


がん対策基本法における記載

- **政府は「がん対策推進基本計画」を策定しなければならない。**
- がん対策推進基本計画に定める施策については、**当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。**
- 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、**がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。**
- 政府は、**少なくとも五年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。**(第9条)
- 厚生労働省に、がん対策推進協議会を置く。
(第19条)

8

がん対策推進基本計画 (平成19年6月閣議決定)



がん対策推進基本計画

(平成24年6月)

重点的に取り組むべき課題

- (1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成
- (2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- (3) がん登録の推進
- 新** (4) 働く世代や小児へのがん対策の充実

全体目標【平成19年度からの10年目標】

- (1) がんによる死亡者の減少 (75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)
- (2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
- 新** (3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療
 - ①放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
 - ②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
 - ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 - ④地域の医療・介護サービス提供体制の構築
 - 新** ⑤医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
 - ⑥その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)
2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。
3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。
4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。
5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%(胃、肺、大腸は当面40%)を達成する。
6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。
- 新** 7. 小児がん

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。
- 新** 8. がんの教育・普及啓発

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。
- 新** 9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

がん対策基本法と都道府県条例との比較

都道府県条例との関係（H27年9月現在）

- 都道府県条例は、35道府県において地域の実状を踏まえ制定。
- がん対策基本法に明確な記載がなく、都道府県条例に記載のある項目としては以下の通り。
- 国のがん対策基本計画の改定などが反映された項目もある。

がん対策基本法に明確な記載がなく、条例に記載のある項目

	都道府県数	国での対応
就労支援	29	第2期基本計画に記載
がん教育	23	第2期基本計画に記載
小児がん対策	19	第2期基本計画に記載
女性のがん対策	21	主に乳がん・子宮頸がん対策として第2期基本計画に記載
受動喫煙防止	28	「健康増進法」にて規定
骨髄移植の促進	11	「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」にて規定